

## 耐震補強設計業務に関するよくある質問と回答 ～プロポーザル方式（一括評価型）～

Q 1. 一括評価となるグループ（複数業務）の設定イメージは如何に  
また、手続き開始の公示等で定めた業務順で特定手続きとあるが、  
業務順の設定イメージは如何に

【資料 P 1 2 下、資料 P 1 3 上】

A 1

- ・基本的には、各支社にて、耐震補強工事も含めた事業計画を勘案して設定することとなる。

Q 2. 一括評価する対象業務すべてに参加できるとあるが、対象業務の中で希望業務のみに参加はできないのか

【資料 P 1 3 上】

A 2

- ・競争参加を希望する場合は、一括評価するすべての業務を対象として受け付ける為、対象業務の中で希望を受け付けることはできません。【資料 P 1 5 参照】

Q 3. 手持ち業務量について、手続き開始の公示時点で判断とあるが、今回の特定手続きで 1 業務目が特定された場合に 10 件を超えた場合でも 2 業務目以降の特定はされるのか

【資料 P 1 3 下】

A 3

- ・資料に記載の通り、手持ち業務量は手続き開始の公示時点で判断する。

管理技術者の手持ち業務量が、次のいずれかに該当しないこと。

① 1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が 4 億円以上

② 1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が 10 件以上

なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、

①の金額は 2 億円以上、②の件数は 5 件以上とする。

Q 4. 技術評定点順について、特定手続きに先んじて公表（もしくは当該者への通知）はされるのか

【資料 P 18 上】

A 4

- ・通常業務と同様、契約締結後公表を予定している。

Q 5. 全ての特定手続きに要する期間はどの程度を見込んでいるのか  
(長期になるのでは?)

【資料 P 17 下】

A 5

- ・特定手続きと特定後の見積合わせや契約締結は、各々実施する。
- ・2番目以降の特定手続きでは1番目の特定者への業務実施体制確保の可否を書面で実施した上で、以降の手続きに移ることとしている。そのため書面手続きに数日要すると考えている。
- ・業務実施体制確保の可否については、書面による速やかな回答にご協力を宜しくお願いします。

Q 6. 一括評価する対象業務の中に、施工管理業務を受注している業務があるが、参加は可能という事で良いのか

【資料 P 18 下】

A 6

- ・資料に記載の通り、競争参加は可能である。
- ・参加表明書には全ての業務を記載した上で参加していただき、当社から競争参加資格があると認められた業務のみ通知を予定している。